

# 目 次

<b>I 今年の確定申告で予想される税務相談の全般的傾向</b> .....	1
<b>1 令和6年分の税制改正の概要</b> .....	3
I 個人所得課税.....	11
II 資産課税.....	15
III 消費課税.....	16
IV 国際課税.....	21
V 納税環境整備.....	22
<b>2 所得計算上の留意点</b> .....	24
<b>3 所得控除の留意点</b> .....	28
<b>4 e-Taxの利用</b> .....	32
<b>5 マイナンバー</b> .....	33
<b>6 令和6年分の確定申告書の收受日付印</b> .....	34
<b>II 令和6年分 国税・地方税確定申告のポイント一覧</b> .....	35
<b>III 想定Q&amp;A 所得税一般項目の確定申告～還付申告を中心として</b> .....	58
<b>1 確定申告</b> .....	58
1 確定申告をしなければならない場合.....	58
2 確定申告書の提出先.....	61

3	年金所得者の確定申告	62
<b>2</b>	還付申告	66
1	還付申告ができる場合	66
2	還付を受けるための申告書の提出期限	71
3	還付申告する場合に特に注意する項目	72
<b>3</b>	給与所得者の特定支出の控除の特例	100
<b>4</b>	令和6年分の定額減税	103
<b>IV</b>	<b>想定Q &amp; A 居住用不動産の譲渡関係の確定申告</b>	106
<b>1</b>	譲渡所得の基礎知識	106
1	譲渡所得の範囲	106
2	譲渡所得の区分とその計算	107
3	収入金額と収入すべき時期	110
4	取得費・譲渡費用	111
<b>2</b>	居住用財産の譲渡に係る特例等	116
1	居住用財産の3,000万円特別控除	116
2	被相続人の居住用家屋に係る譲渡所得の特別控除制度の特例 (空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)	119
3	特定の居住用財産の買換えの特例	125
4	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	129
<b>3</b>	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰 越控除制度	131
<b>4</b>	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度	136
<b>V</b>	<b>想定Q &amp; A 住宅税制関係の確定申告</b>	142

<b>VI 想定Q &amp; A 有価証券の譲渡に係る確定申告</b>	195
1 有価証券の譲渡による所得の課税の概要	195
2 申告分離課税制度	197
3 上場株式等に係る譲渡益課税制度	205
<b>VII 想定Q &amp; A 贈与税の確定申告</b>	239
1 贈与税の概要	239
2 贈与税の配偶者控除	240
3 相続時精算課税制度	246
4 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時 精算課税制度の特例	249
5 住宅取得等資金の贈与税の非課税制度	251
6 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例	259
7 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課 税措置	260
8 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与 税の非課税制度	262
9 贈与税の税率	267
<b>VIII 想定Q &amp; A 個人事業者の消費税確定申告</b>	270
1 消費税の概要	270
2 簡易課税・インボイス制度	288
<b>IX 想定Q &amp; A 個人住民税の確定申告</b>	305
<b>1 令和6年度の税制改正等の内容</b>	306
1 令和6年度の地方税制改正等による主な住民税関係の改正内容	306
<b>2 住民税のあらまし</b>	316

1	市町村が個人道府県民税の賦課徴収を行う理由	316
2	住民税の賦課徴収の方法	316
3	年の中途中で死亡した者の住民税の納税義務	318
<b>3</b>	<b>住民税の申告について</b>	<b>319</b>
1	住民税の申告書を提出する必要性	319
2	住民税の申告を必要とする者及び必要としない者	319
3	申告書の提出期限及び提出先	323
4	所得税の確定申告が不要で、住民税の申告が必要とされているもの	325
5	給与所得者が雑損控除等を受ける場合の申告	326
6	公的年金等受給者が雑損控除等を受ける場合の申告	328
7	赤字が生じた年の翌年の申告	329
<b>4</b>	<b>住民税所得割の課税標準と税額の計算</b>	<b>331</b>
1	各種所得の種類と所得金額の計算	331
2	所得税法等に規定する計算と異なる計算を行うもの	335
3	住民税の所得割額の計算過程	341
<b>5</b>	<b>所得控除</b>	<b>349</b>
1	所得控除の種類と所得税との相違点及びその取扱い	349
2	合計所得金額と総所得金額等との違い	356
3	災害により被った家財道具等に係る損失の取扱い（雑損控除）	358
4	医療費控除の取扱いと所得税の場合との関連	367
5	社会保険料控除の内容と対象となる社会保険料	381
6	小規模企業共済等掛金控除の内容と対象となるものの範囲	386
7	生命保険料控除の内容と所得税の場合との相違点	392
8	地震保険料控除の内容と所得税の場合との相違点	405
9	障害者控除の内容と所得税の場合との相違点	414
10	寡婦控除・ひとり親控除の内容と所得税の場合との相違点	421
11	勤労学生控除の内容と所得税の場合との相違点	424
12	配偶者控除の内容と所得税の場合との相違点	428
13	配偶者特別控除の内容と所得税の場合との相違点	439
14	扶養控除の内容と所得税の場合との相違点	442

15	基礎控除	460
16	所得控除の順序	462
17	所得控除の添付書類等	464
<b>6</b>	<b>税額控除</b>	<b>469</b>
1	税額計算と税額控除の概要	469
2	調整控除	474
3	外国税額控除の概要	477
4	配当控除	479
5	住民税における住宅ローン控除制度	484
6	寄附金税額控除の対象とその金額の算出方法	498
7	特定配当割額又は特定株式等譲渡所得割額の控除	508
8	税額控除の順序	509
<b>7</b>	<b>所得税確定申告書に付記する住民税に関する事項</b>	<b>511</b>
1	所得税確定申告書に付記する住民税に関する事項の内容	511
2	「配偶者や親族に関する事項」欄の記載内容	514
3	「事業専従者に関する事項」欄の記載内容	515
4	「別居の配偶者・親族・事業専従者の氏名・住所」欄の記載内容	516
5	「所得税で控除対象配偶者などとした専従者」欄の記載内容	516
6	住民税に関する事項の「非上場株式の少額配当等」欄の記載内容	517
7	住民税に関する事項の「非居住者の特例」欄の記載内容	517
8	住民税に関する事項の「配当割額控除額・株式等譲渡所得割額 控除額」欄の記載内容	517
9	「給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」欄の 記載内容	518
10	「寄附金税額控除」欄の記載内容	519
11	住民税に関する事項の「退職所得のある配偶者・親族の氏名」 欄の記載内容	520
<b>X</b>	<b>想定Q &amp; A 個人事業税の確定申告</b>	<b>522</b>
1	個人の事業税の納付時期	522
2	個人の事業税の申告書を提出する必要がある者とならない者	523

3	個人の事業税の申告書の提出先と提出期限	525
4	所得税の確定申告書を提出した者の事業税の申告の要否	526
5	赤字の場合の申告の要否	526
6	申告する所得金額とその計算方法	527
7	所得税における所得計算の例によらない事項	529
8	個人の事業税における所得控除の種類と控除の順序	532
9	所得税の確定申告書に付記する個人の事業税に関する事項	534
10	「所得税で控除対象配偶者などとした専従者」欄に記入する内容	535
11	「事業税」欄の「非課税所得など」欄に記入する内容	536
12	「事業税」欄の「損益通算の特例適用前の不動産所得」の欄に 記入する内容	537
13	「不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額」の欄に記入 する内容	538
14	「事業用資産の譲渡損失など」の欄に記入する内容	538
15	「前年中の開（廃）業」の欄に記入する内容	540
16	「他都道府県の事業所等」の欄に記入する内容	540

《主な参照条文略号一覧》

所 法	……	所得税法
所 令	……	所得税法施行令
所 規	……	所得税法施行規則
所基通	……	所得税基本通達
通則法	……	国税通則法
相 法	……	相続税法
相 令	……	相続税法施行令
相 規	……	相続税法施行規則
相基通	……	相続税法基本通達
消 法	……	消費税法
消 令	……	消費税法施行令
消 規	……	消費税法施行規則
消基通	……	消費税法基本通達
地 法	……	地方税法
地 令	……	地方税法施行令
地 規	……	地方税法施行規則
措 法	……	租税特別措置法
措 令	……	租税特別措置法施行令
措法附則	……	租税特別措置法附則
措 通	……	租税特別措置法（所得税関係）通達

《執筆担当一覧》

I, II	……	大阪学院大学教授・公認会計士・税理士	八ツ尾 順一
III～VIII	……	税理士	野中孝男
IX, X	……	地方税制研究家	加藤正治